吸収合併に係る事前開示書類

（存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面）

（消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

2026 年 10 月 14 日

株式会社 Sharing Innovations
株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

2026 年 10 月 14 日

吸収合併に係る事前開示書類
（存続会社：会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める書面）
（消滅会社：会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める書面）

東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
株式会社 Sharing Innovations
代表取締役社長　堤　貴寛

東京都新宿区西新宿七丁目２２番３号
西新宿三晃ビル３Ｆ
株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト
代表取締役　南　嘉保

株式会社 Sharing Innovations（以下「存続会社」といいます。）及び株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト（以下「消滅会社」といいます。）は、2026 年 10 月 13 日付で両者間で締結した吸収合併契約に基づき、2026 年 12 月 1 日を効力発生日として、吸収合併（以下「本吸収合併」といいます。）を行うことといたしました。

本吸収合併に関し、会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 794 条第 1 項及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 191 条並びに会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 182 条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容

別紙 1 のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併は、株式会社 Orchestra Holdings（以下「OH」といいます。）と存続会社との間で 2026 年 8 月 25 日付で締結された「株式交換契約（株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約）」に基づく、OH を株式交換完全親会社とし、存続会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。なお、同契約において、本株式交換の効力発生日は 2026 年 11 月 30 日と定められている。）の効力が本吸収合併の効力発生日の前日までに生じることを前提に、本株式交換の効力発生を停止条件として実行する予定です。

また、存続会社と株式会社ヴェス（以下「ヴェス」といいます。）との間で 2026 年 10 月 13 日付

で締結された吸収分割契約に基づき、ヴェスが営む SES 事業に関する権利義務及びヴェスが保有する消滅会社の発行済株式の全部を存続会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）の効力が本吸収合併の効力発生に先立って生じ、存続会社が消滅会社の発行済株式の全部を保有して、消滅会社が存続会社の完全子会社となっていることを前提に、本吸収分割の効力発生を停止条件として実行する予定です。

本吸収合併は、その効力発生日において、存続会社の完全子会社を消滅会社とする合併であることから、合併の対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 計算書類に関する事項

(1) 存続会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

存続会社は、有価証券報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

（ア） 存続会社は、2026 年 8 月 25 日付の取締役会において、OH との間で、OH を株式交換完全親会社とし、存続会社を株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決定し、同日で本株式交換契約を締結いたしました。

（イ） 存続会社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会決議により、基準時において所有する自己株式（49,700 株）（本株式交換に関する会社法第 785 条第 1 項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全てを、基準時をもって消却する予定です。

(2) 消滅会社

① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 2 のとおりです。

② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

③ 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本吸収合併効力発生後の存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本吸収合併後の存続会社の収益状況及びキャッシュフローの状況について、債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されておりません。

したがって、本吸収合併後における存続会社の債務について履行の見込みがあるものと判断いたします。

7. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容を直ちに開示いたします。

以上

別紙１　吸収合併契約内容

次ページ以降をご参照ください。

合 併 契 約 書

株式会社 Sharing Innovations（以下、「甲」という。）及び株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト（以下、「乙」という。）は、本日、以下のとおり合意したので、合併契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。なお、本契約に基づく合併を、以下「本合併」という。

第 2 条（合併当事者）

本合併を行う当事者である甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

甲（吸収合併存続会社）

商　号：株式会社 Sharing Innovations

住　所：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号

乙（吸収合併消滅会社）

商　号：株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

住　所：東京都新宿区西新宿七丁目22番3号 西新宿三晃ビル3F

第 3 条（表明保証）

各当事会社は、互いに、本契約締結日及び効力発生日において、以下の各事項が真実かつ正確であることを表明し、保証する。

1. 組織及び権限

各当事会社は、日本法に基づき適法に設立され、有効に存続している株式会社であり、本契約を締結し、本合併を実行するために必要な権限を有していること。

2. 契約の有効性

本契約は、各当事会社により適法に承認されており、各当事会社を法的に拘束する有効な契約であること。

3. 法令・定款等との抵触不存在

本契約の締結および本合併の実行は、各当事会社に適用される法令、定款その他の内部規程に違反せず、また、第三者との重要な契約に違反または抵触しないこと。

4. 必要な手続の履行

本合併の実行にあたり、法令上必要とされる社内手続及び届出等は、すべて適法に履行され、又は効力発生日までに履行される予定であること。

5. 訴訟等

本合併の実行に重大な影響を及ぼすおそれのある訴訟、仲裁、行政手続その他の法的手続は、現在係属しておらず、またそのおそれも認識していないこと。

第 4 条（表明保証違反に関する責任）

前条の表明保証に違反があった場合であっても、当該違反がグループ全体に実質的な不利益を及ぼす場合を除き、当事会社間で損害賠償その他の請求は行わないものとする。

第 5 条（合併対価の交付）

甲は、本合併に関して、乙の株主に対して、株式、金銭その他一切の合併対価を交付しないものとする。

第 6 条（資本金及び資本準備金）

本合併において合併対価を交付しないことから、甲は、本合併に関して、資本金及び資本準備金の額を変更しないものとする。

第7条（合併承認総会等）

1. 甲は、会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ないで本合併を行うものとする。
2. 乙は、会社法第783条第1項の規定により、本合併の効力発生日の前日までに、本契約について株主総会の承認を得るものとする。ただし、当該承認については、乙の総株主の同意がある場合には、会社法第319条第1項の規定により、株主総会の決議があったものとみなすことができる。

第 8 条（債権者保護手続）

甲及び乙は、本合併に関し、会社法第 789 条及び第 799 条の規定に従い、公告及び知れている債権者に対する個別の催告その他必要な債権者保護手続を行うものとする。

第 9 条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026 年 12 月 1 日とする。ただし、合併手続の進行上必要がある場合には、甲及び乙は、協議のうえ、合併の効力発生前に限り、これを変更することができる。

第 10 条（本合併の前提条件）

1. 本合併は、次の各号に掲げる事項のすべてを前提条件とし、当該前提条件のすべてが満たされない限り、その効力を生じないものとする。
 (1)株式会社 Orchestra Holdings（以下「OH」という。）と甲との間で 2026 年 8 月 25 日付で締結された「株式交換契約（株式会社 Orchestra Holdings による株式会社 Sharing Innovations の完全子会社化に関する株式交換契約）」に基づく、OH を株式交換完全親会社とし、甲を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。なお、同契約において、本株式交換の効力発生日は 2026 年 11 月 30 日と定められている。）の効力が本合併の効力発生日の前日までに生じ、甲が OH の完全子会社となっていること。

(2)甲と株式会社ヴェス(以下「ヴェス」という。)との間で 2026 年 10 月 13 日付で締結された吸収分割契約に基づき、ヴェスが営む SES 事業に関する権利義務及びヴェスが保有する乙の発行済株式の全部を甲に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」という。)の効力が本合併の効力発生に先立って生じ、甲が乙の発行済株式の全部を保有して、乙が甲の完全子会社となっていること。

2. 本吸収分割の効力発生日が本合併の効力発生日と同一の日となる場合には、本合併は、本吸収分割の効力が生じた後に、その効力を生じるものとする。

3. 本株式交換又は本吸収分割の効力発生日が変更され、本合併の効力発生日において第 1 項各号の前提条件が満たされないこととなる場合には、甲及び乙は、協議のうえ、前条ただし書の規定に基づき、本合併の効力発生日を、本株式交換の効力発生日の翌日以後であり、かつ、本吸収分割の効力発生日以後の日に変更するものとする。この場合において、乙は、会社法第 790 条第 2 項の規定に従い、変更後の効力発生日を公告するものとする。

4. 第 1 項各号に定める前提条件のいずれかが満たされないことが明らかとなった場合(本株式交換又は本吸収分割に係る契約が解除され、又はその効力を失った場合を含む。)には、甲及び乙は、協議のうえ、本契約を解除することができる。

第 11 条(合併後の権利義務の承継)

本合併の効力発生日をもって、乙の有する一切の権利義務は、その性質上承継が認められないものを除き、すべて甲に承継されるものとする。

第 12 条(善管注意義務)

甲及び乙は、本契約締結日から本合併の効力発生日までの間、善良な管理者の注意をもって通常の業務を遂行し、本合併の円滑な実行に重大な支障を及ぼすおそれのある行為を行わないものとする。

第 13 条(準拠法及び合意管轄)

本契約は、日本法を準拠法とし、本契約に関して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 14 条(協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は、誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙は、各自記名押印のうえ、各 1 通を保有する。ただし、本契約は、電磁的記録により作成し、電子署名を行う方法により締結することができるものとし、この場合には、当該電磁的記録をもって本書に代えるものとする。

2026 年 10 月 13 日

甲：東京都渋谷区恵比寿四丁目 20 番 3 号
株式会社 Sharing Innovations
代表取締役　　堤　貴寛

乙：東京都新宿区西新宿七丁目22番3号 西新宿三晃ビル3F
株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト
代表取締役　　南　嘉保

別紙２　消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

（第 20 期）
自 2025 年 4 月 1 日
至 2025 年 12 月 31 日

１．事業の経過及びその成果

当事業年度における情報サービス業界は、企業のＤＸ（デジタルトランスフォーメーション）推進やクラウド化への対応を背景に、システム開発需要が引き続き堅調に推移いたしました。一方で、ＩＴ人材の不足は続いており、技術者の確保・育成が業界共通の課題となっております。

このような環境のもと、当社は、ＳＥＳ（システムエンジニアリングサービス）事業として、Ｗｅｂシステム、基幹業務システム、公共・防災システム及びスマートフォンアプリ等の開発分野において、顧客企業に対し当社技術者による技術支援サービスを提供してまいりました。また、既存取引先との関係強化による安定的な案件確保に努めるとともに、採用活動の推進及び社員教育の充実により、技術者の確保・育成に取り組んでまいりました。

以上の結果、当事業年度における業績は、売上高 680,765 千円、営業利益 41,902 千円、当期純利益 31,680 千円となりました。

２．財産及び損益の状況

	第 17 期 2023 年３月期	第 18 期 2024 年３月期	第 19 期 2025 年３月期	第 20 期（当期） 2025 年 12 月期 （９か月）
売上高（千円）	719,726	797,110	842,761	680,765
営業利益又は営業損失（△）（千円）	29,798	41,271	△2,897	41,902
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	31,676	27,567	△18,850	31,680
一株当たり当期純利益又は一株当たり当期純損失（△）（円）	494,949.06	430,748.11	△294,543.00	495,006.05
総資産（千円）	385,429	402,546	445,386	446,599
純資産（千円）	257,332	284,900	266,049	297,729

（注）当社は、2025 年 12 月期に決算期を３月末日から 12 月末日に変更いたしました。これに伴い、第 20 期は 2025 年４月１日から 2025 年 12 月 31 日までの９か月間となっております。

３．主要な事業内容

事　　業　　内　　容	主　な　サ　ー　ビ　ス
デジタルトランスフォーメーション事業	ＳＥＳ事業

４．主要な事業所（2025 年 12 月 31 日現在）

本社：東京都新宿区

５．重要な親会社及び子会社の状況（2025 年 12 月 31 日現在）

(1) 親会社の状況

名　　称	住　　所	資　本　金	議決権の所有割合（％）
株式会社ヴェス	東京都渋谷区	10,000 千円	100

(2) 子会社の状況

該当事項はありません。

６．主要な借入先及び借入額（2025 年 12 月 31 日現在）

該当事項はありません。

計　算　書　類

（第 20 期）

自　2025 年 4 月 1 日

至　2025 年 12 月 31 日

株式会社日本技研プロフェッショナルアーキテクト

貸借対照表

（2025 年 12 月 31 日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	420,590	流動負債	136,023
現金及び預金	112,658	買掛金	5,969
売掛金	144,729	未払金	30,452
貯蔵品	9	未払費用	41,070
前払費用	5,283	預り金	21,286
未収利息	538	未払法人税等	17,012
未収入金	6,060	未払消費税	12,979
短期貸付金	1,310	賞与引当金	7,253
関係会社貸付金	150,000	固定負債	12,845
固定資産	26,008	退職給付引当金	12,845
投資その他の資産	26,008	負債合計	148,869
敷金	20,936	（純資産の部）	
繰延税金資産	5,072	株主資本	297,729
		資本金	90,000
		利益剰余金	207,729
		繰越利益剰余金	207,729
		純資産合計	297,729
資産合計	446,599	負債・純資産合計	446,599

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（自 2025 年 4 月 1 日　至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		680,765
売上原価		462,429
売上総利益		218,335
販売費及び一般管理費		176,433
営業利益		41,902
営業外収益		
受取利息	549	
雑収入	28	578
営業外費用		
雑損失	26	26
経常利益		42,454
税引前当期純利益		42,454
法人税、住民税及び事業税		10,907
法人税等調整額		△133
当期純利益		31,680

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（自 2025 年 4 月 1 日　至 2025 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	利益剰余金		株主資本合計	
		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当　期　首　残　高	90,000	176,049	176,049	266,049	266,049
当　期　変　動　額					
当　期　純　利　益		31,680	31,680	31,680	31,680
当期変動額合計	－	31,680	31,680	31,680	31,680
当　期　末　残　高	90,000	207,729	207,729	297,729	297,729

（注）金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（自 2025 年 4 月 1 日　至 2025 年 12 月 31 日）

重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

２．収益及び費用の計上基準

SES 事業では、顧客に対して、主に準委任契約、派遣契約において、技術者の時間稼働による技術提供のサービスを提供しております。準委任契約、派遣契約から生じる履行義務は、契約期間内の労働時間の経過により充足されるものであることから、一定の期間にわたり収益を認識しております。

３．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び株式数

普通株式　　64 株